

○議事日程 (平成二十五年六月二十七日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員  
議長 田中敏弘

一 番 岩永義仁  
二 番 長澤龍夫  
三 番 大橋三男  
四 番 三田正敏  
五 番 吉田太郎  
六 番 早崎百合子  
七 番 野村永一  
八 番 田中敏弘  
九 番 松永民夫  
十 番 中村辰夫  
十一 番 岩瀬進  
十二 番 水谷久美子  
十三 番 皆川雅子  
十四 番 皆川雅子

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋孝  
副町長 西脇正博

教育委員会	野村浩太郎
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉課長	野村博治
生活環境課長	高木久之
産業建設部長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
農林振興課長	川地豊己
産業建設部長	加藤敏博
商工観光課長	加藤敏博
産業建設部長	伊藤博文
産業建設部長	伊藤博文
水道建設部長	西脇和信
会計管理者兼会計課長	安藤淳一
教育委員会事務局長兼生涯学習課長	藤田実芳
教育委員会	藤田実芳
教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会	佐藤昌子
スポーツ振興課長	伊藤公一

消 防 長 堀 田 明 男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 中 秀 樹
議 会 事 務 局 書 記	川 地 洋 子
議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長 (田中敏弘君) おはようございます。

平成二十五年第二回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴者の皆さんも御一緒にお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十番 皆川雅子君より、病气療養中のため欠席の通告がありました。

ただいまから平成二十五年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長 (田中敏弘君) それでは日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、五番 吉田太郎君、六

番 早崎百合子君を指名します。

○議長 (田中敏弘君) 次に日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長 (田中敏弘君) 次に日程第三、町政一般に関する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、九番 松永民夫君。

○九番 (松永民夫君) 議長の許可を得ましたので、通告に基づき二点質問をいたします。

まず一点目でございますが、養老町の借地の現状と今後の対応についてを質問いたします。

養老町は、スマイルグラウンドの二万六千平米、また最終処分場二カ所で二万五千平米を初めとして、六十七件で二百七十八筆で、合計十三万五百平米を借地としております。借地料の合計も一千四百七十八万円ほどであります。私が各課より取り寄せた資料によりますと、借地の条件及び借地料が明確ではありません。本町の借地に対する基本的な考え方をお尋ねいたします。

○議長 (田中敏弘君) 松永議員、全部その項目を質疑していただいて、それから一括で答弁いたします。

○九番 (松永民夫君) それでは、全項目について質問をいたします。

この健康福祉課の資料によりますと、借地料の算出方法は、固定資産税の二・五倍、また一カ所については固定資産税課税標準額の千分の十五、また保健センターにおきましては課税は免除と

というような、一つの課で三つの課税の方法がございます。

また、建設課の関係でございますが、養老自治会館、これは固定資産税の課税を基準にしますと非常にばらばらでございます。養老自治会館、借地料が二十四万八千三百六十七円の中で、三十六万二千二百八十四円の課税がされております。

また、広幡公民館、広幡コミュニティ、広幡の交通公園、これは三十万三千七百五十一円が免除になっております。また町営住宅、これは岩道の町営住宅でございますが、千七百七十四平米の中で、借地料が三十八万九千八百八十一円、課税が二千五百六十四円というように、基準が全くまちまちでございますが、この根拠、これはどのようにされておるのか。そして、これにつきまして、今後の課税の見直し、特に減免の見直し、契約の見直し、これはどのように考えておられるかをお尋ねいたします。以上です。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の質問にお答えをさせていただきます。

借地の基本的条件ということでございますけれども、町の公共施設のうち借地となっている施設は、一部の自治会館、町営住宅、保育園、保育施設、食肉事業センター、観光施設、小学校、社会教育施設、社会体育施設、水道施設、消防施設など、先ほど二百七十八筆とおっしゃいましたけれども、私どものほうでは二百八十九筆というふうに台帳のほうはなっているわけですが、借地の形態といたしましては、公共施設の全てが借地の上に設置されているものや、公共施設が存在する土地の一部が借地となっているものがございます。

借地となった経緯については、それぞれ個別の案件によって違

っておりますけれども、土地の売買、または貸与等については、地権者の意向によるものが主なものでございます。

その基準についてはでございますけれども、借地料の基本的な条件や基準については、地権者との間で近傍の借地料や他の公共施設の借地料を参考にしております。当初の契約のときの状況によっても契約条件が変わってきますので、全ての借地が同一の基準というわけではございません。実際には、多くの契約については固定資産評価額を基準に借地料を定めているものが多いということでございます。

今後の借地に対する考え方でございますけれども、いずれの借地についても過去からの経緯により契約をさせていただいているものでございますので、町といたしましては、公共施設が存在する敷地は施設の安定的な使用のために町有地であるというほうが望ましいと基本的に考えておりますけれども、地権者の意向や土地の利用形態、財政的な制約もございまして、そういったものを踏まえて今後、事業ごとに望ましい姿を検討し、地権者と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

契約条件の変更等でございますけれども、減免の見直しということでございますけれども、契約条件については一定の基準を設ける必要があるとは思いますが、契約当初の経緯、過去からの経緯といったものがございまして、既に契約を締結している土地については、一律にその基準を適用するのは難しい面があると考えております。

今後、契約条件の基準の作成や固定資産税の減免等も含めて借地のあり方について検討し、御協力をいただいている地権者間に差が生じることのないようにしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 契約の見直し、また過去の経緯を考えてやっていくというような答弁でございましたが、この契約については、契約期間というものがあろうかと思えます。

契約期間が過ぎたときの見直し、これは絶対にやっていただきたいということでございますが、特に先ほども申しましたが、課税基準がまちまち、先ほど申しましたが、これは税務課長に答弁をお願いしたいんですが、岩道の町営住宅、これは私が調査いたしましたときに、再質問を担当課へしました。そうしたら、建設課では課税が田でされているため減免措置はしていないということで、岩道の町営住宅で借りている敷地、これは私は駐車場であろうかと思うんですが、田のままで課税をされているというのは、養老町は現況課税を基準としておりますが、現況課税をしていないと言わざるを得ませんが、公平・公正の観点から、これはどのようににされているのかお尋ねをいたします。

○議長（田中敏弘君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

先ほど質問でございました岩道の特定公共賃貸住宅におきまして、土地賃貸借契約に基づきまして、所有者につきまして賃借料をお支払いしているところでございます。

しかしながら、課税地目は当時の田のままでということでございますが、町営住宅の建設に当たりまして、関係課との情報が共有できていなかったことが一因と思われませんが、今後このようなことがないよう注意を払いまして、関係課と契約内容等につきまして合議文書を取り交わす等、調整を図りながら、現況に即した

課税となるよう努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 川地課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 松永議員の質問の中で、公平・公正という言葉がございます。この契約の時点におけるさまざまな条件とか、いわゆる地権者との契約でございますので、その当時当時の事情があったらどうかというふうには思いますが、おっしゃられるように、更新時にはやはり見直しをしてくべきだろうというふうに思いますし、また余りにも現在の価格、または近傍との差があるような契約については、地権者と話し合いをしながら、なるべく公平な金額に持っていきたいというふうに考えております。

〔九番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 公平にやっていただきたいということで、特にこういう状況を借地をしておられる方が知った場合、免除がある、それから課税が相当されているというような方がございまして、課税されている方がこの免除の方法を知られた場合、契約の見直しのときに、免除をしてくれというような逆の要望が出てくるかと思えますので、ぜひ公平にやっていただきたいということ、そして私がこの資料を各課から取り寄せたんですが、その資料、本当にばらばらで、書式もまちまちで、全部集計するのに相当時間もかかりました。これは、やはり町の書式を統一して、町長さんが見られてもすぐ借地の状況がわかるような書式の統一をしていただくようお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 管理につきましては、現在は建設課のほうでやっているわけでございますけれども、それぞれの保管等につ

きまして、契約当時の各担当課でもってやっているという状況で、本当に松永議員おっしゃるとおりでございます。

その後、新しい調査の用紙が渡っていないようでございますが、統一した形で一覧表にさせていただいております。また申しつけただければお渡しできると思いますけれども、財産の管理について、町有地等の台帳づくりとか、それからこういった賃料との統一的な管理部署を考えまして、早急に対処させていただきたいというふうに考えております。以上です。

〔九番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 二点目の質問をさせていただきます。

アナフィラキシー対策はということで、文部科学省では、平成十六年から十七年にかけてアレルギー疾患に関して全国的な実態調査がされています。養老町においても、この調査結果を把握されていることと思います。この中で、アナフィラキシーショックに対しての考え方、また対策はどのようにされているのでしょうか。

アナフィラキシーとは、聞きなれない言葉でございますが、食物アレルギー、また蜂アレルギーの対象者が重篤になったときに起きる症状で、血圧の低下、全身のけいれん、呼吸困難などを起こし、死に至ることもあります。保育園・幼稚園・小学校での把握及び教職員への共通理解はどのようにされておりますか。

アナフィラキシー症に対しては、緊急補助治療に使用されるのがエピペンです。エピペンは、エピネフリンの自己注射薬であります。アナフィラキシーショックで生命が危険な状態になったときに、第三者が本人にかわって注射することも医師法違反にはならないという、そういう見解が厚生労働省と文部科学省で確

認がされております。給食時などでの食物アレルギー、また校外学習、遠足などでの蜂アレルギーで、このアナフィラキシー対策として学校でのエピペンの常備はどのように考えておられますか。特に、食物アレルギーは全人口の二・八％、蜂アレルギーは二％の方々がアレルギーを持っております。その中で、まれではあります。年間二十人から三十人亡くなっておられます。こういうときに、エピペンの使用は本当に最近不可欠になっております。

このエピペンも、二〇一一年九月より保険が適用されることになりました。実は私の家内も、このアナフィラキシーショックを経験し、私も本当に震撼をいたしました。二時間ほど意識不明になり、全身けいれんが起きました。こんなときにエピペンを持つておれば、即注射をすることができますので、このエピペンを学校等に常備する考えをお尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

アナフィラキシーということでございますけれども、アレルギー―症状が複数、同時かつ急激に出現した状態をいい、ショック症状を伴うもので、適切に対応しないと命にかかわることもあり、非常に注意が必要であります。

このようなことから、公・私立保育園では、新入園児に対して平成二十三年三月に、厚生労働省が策定いたしました保育所におけるアレルギー対策対応ガイドラインに定めるアレルギー疾患生活管理指導表を保護者宛てに配付いたしました。対象者は、医師の証明を受けた上で指導表を提出していただくことにより、アナフィラキシー対象園児の把握を行っております。平成二十五年六月一日現在、保育園のほうでは対象者はおりません。

なお、蜂アレルギーによるアナフィラキシーショックに至ることは子供にはまれなケースであり、現在は対象者はありません。

保育園職員の共通理解ということでございますけれども、知識の啓発と習熟、当事者意識の向上と維持に努めるとともに、対象園児の状況把握を行い、園長を初め保育士、栄養士、調理師等を含めた職員全体で情報の共有を図り、連携を密にしながら日々保育業務を実施いたしております。

さらには、それぞれの職員で役割分担を行い、効率的に対応の漏れやおくれないよう注意しながら対応してまいりたいと考えております。

エピペンの常備ということでございますけれども、緊急時に備え、処方される医薬品としては非常に有効でありますけれども、現在十二の公・私立保育園においては、国のガイドラインの中で、嘱託医、または医療機関への搬送により、救急処置ができる体制をつくっておくことと定めておりました。エピペンが劇薬であり常備できません。しかし、緊急時にはその場にいる保育士が注射することが必要な場合もあり、緊急の際は保護者が注射することも想定の上、保育所職員全員の理解を得て、保護者、嘱託医との十分な協議を行った上で連携体制を整えることが必要であると考えております。

常備という面においては、劇薬でありましてできないというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

学校での児童での対応については、教育長のほうから答弁をいたします。

○議長（田中敏弘君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、小・中学校及び幼稚園でのアナフィラキシー対策について、お答えをいたします。

現在、食物アレルギー疾患を有する児童・生徒・園児の中には、このアナフィラキシーショックを起こす危険性のある者がおります。学校給食において、食物が原因でアレルギー反応を起こす生徒数は年々増加しております。また、対応しなければいけない食材もどんどん複雑化してきております。

これまでは学校ごとに、その対応をしておりますが、これほど数がふえる、対応が複雑化するという状況の中で、教育委員会としては昨年度、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成し、改めて食物アレルギー疾患を有する児童・生徒及び対象食材の洗い出しを行いました。

今年度、食物アレルギーで対応する生徒の数につきましては、幼稚園十三名、小学校四十五名、中学校十七名となっております。のうち、管理指導表においてアナフィラキシーの既往があると診断されている者は、幼稚園一名、小学校七名、中学校二名の合計十名であります。この十名のうち、食物が原因となる者が九名で、運動誘発が原因とされている者が一名おります。昆虫が原因となる者はおりませんでした。

次に、教職員の共通理解についてでございますが、アレルギー疾患に関し、学校における配慮や管理が必要と思われる児童・生徒・園児の保護者に対して、学校生活管理指導表の提出を求めています。この管理指導表は、アレルギー疾患に関する情報を主治医に記載していただいております。個々の症状や具体的な対応方法について学校と保護者、主治医の三者が十分話し合い、共通認識を図っております。学校は、提出された管理指導表は個人情報として取り扱いに留意するとともに、緊急時について、居合わせたどの職員でも素早く対応できるよう、情報の共有を図っております。

実際の給食では、先ほどの管理指導表により面談を行い、個別の取り組みプランを作成し、特に栄養士・調理員については、食材確認、調理指導の徹底を行うなど確認体制を強化しております。また、その対応内容をカードとして作成し、児童・生徒本人を含めてどの職員もが把握できるように体制をつくり、給食を食べ終えるまでを見届けとしております。

次に、エピペンについてでございますが、エピペンは、先ほど町長も申し上げましたが、登録医から一人一本しか処方されませんので、家庭用と学校用に一本ずつ用意するということはできません。今回の面談により、このエピペンが処方されております児童・生徒数は、小学校三校で四人、中学校一校一人でございます。所有している児童・生徒の日常の間につきましては、保護者と協議を行い、職員室での管理が三名、保健室での管理が一名、自宅が学校に近いため、家庭での管理が一名という内訳でございます。先ほど議員もおっしゃいましたが、エピペンは二〇一一年九月から保険診療が適用されておりまして、当町におきましては、乳幼児福祉医療により中学生までは医療費助成を受けておりますので、保護者の負担はありません。

学校におけるアレルギー疾患対策についてですが、緊急時の体制につきましては、処方されている児童・生徒の在籍校を把握し、救急救命処置を行う消防署においても情報を共有していただくように努めてまいります。

また、全ての教職員がアナフィラキシーについて理解しておくよう、今年度はエピペンを処方されている児童・生徒が在籍している学校の教職員を中心に研修会を実施し、緊急時にエピペンが安全に使用できるよう、体制の充実を図っていく予定にしております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） アナフィラキシーの関係で、十名がそういう対象者であるということ、また五名の方がエピペンを所持されておるということでございますが、本当にこのショックを目の当たりに見ると、周りの者が震えるくらいの症状を発します。そういうときにエピペンがあれば、病院へ行くまでの間に打ちますので、その間の対応が速やかにできるということで、私の家内も常備しておりますが、学校においては、先ほども申しましたように、本人が打てない場合は第三者が打っても医師法には反しないというようなことでございますので、ぜひ研修会等を開いていただいて、まれではございますが、もしも起こったときの対応を迅速にしていたくことをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 以上で、九番 松永民夫君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 議長に発言の許可を得ましたので、通告に従い、二点について質問させていただきます。

一点目は、食育推進計画についてであります。我が国において、人口減少の傾向が顕著になり、平成二十二年国勢調査においても、国・県いずれも減少となっております。加えて少子・高齢化の荒波はとどまることを知らず、ますますその傾向を強めております。

そんな中で、生活習慣の変化による疾病向上の変化に警鐘が鳴らされております。過去においては成人病と言われ、近年ではその特質から生活習慣病と称されるものであります。これは、その

対応次第では患者本人のＱＯＬ（生活の質）に問題を生ずるのみならず、日本が世界に冠たるものとして誇るべき国民皆保険制度の維持にも、医療費の増額にも悪影響を与えると危惧しております。今に生きる人々がそれぞれに健康を保持し、元気で長生きできる社会を実現するのが私たちの努めだと考えております。

平成十七年六月の食育基本制定以降、国における食育基本計画を踏まえ、県・町においても食育推進計画が策定され、現在においてもその重要性はますます高まっていると思っております。私たちは、国・県の理念を真摯に受けとめ、それを町民の皆様にも具体的にどうすべきかを示していく責務を負っております。計画を策定しても、その啓発・普及活動が実践されなければ、本来の目的にはほど遠いと言わざるを得ません。

そこで本町においては、平成十七年三月に、健康で生き生きと暮らせる明るいまちを目標とする健康ようろう21第一次計画を策定され、七つの分野別目標に沿って健康づくりを推進してこられました。養老町第五次総合計画きずなプランでは、健康ようろう21に基づいて、健康づくりと保健事業を推進されていますが、近年の生活習慣の変化や食生活の多様化、高齢化に伴い、生活習慣病の割合が増加し、環境変化に対応した健康増進施策が必要と言われています。新たな課題を検討し、第二次健康ようろう21を策定されました。

そこで、次の三点について、町長の御見解をお伺いいたします。  
一点目、現在作成された食育計画は、どのようなものですか。  
二点目、計画策定年度、予算措置及び進捗状況は、どのようなものになっていますか。

三点目、どのような啓発・普及活動を実施されますか。また、町民の取り組み状況を把握し、今後どのような計画を推進されま

すか。

以上について、回答をお伺いいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の質問にお答えさせていただきます。

食育推進計画はどのようなものですかということでございますけれども、この計画は食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十八条に基づき、国の食育推進基本計画及び岐阜県食育推進基本計画を基本とした食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健康で文化的な生活の実現を目的とするものでございます。

計画の重点施策としましては、食育推進計画では、早寝・早起き・朝御飯運動の推進、子供の食育の推進、地域における食育の推進としており、また健康増進計画では、健康づくりを総合的に進める観点から、ウォーキングの普及を一体的に推進するものでございます。

この進捗状況でございますけれども、平成十七年三月に、今議員もおっしゃられましたけれども、健康で生き生きと暮らせる明るいまちを目標とする健康ようろう21、これは第一次でございますが、策定いたしました。国の見直しに合わせて、平成二十二年度には実態調査を実施し、調査結果の分析を行い、平成二十三年度には、健康増進に新たに食育の推進を加えた第二次健康ようろう21、これは健康増進計画と食育推進計画を策定し、平成二十四年度から平成二十八年度までの五年間計画としたところでございます。

予算措置といたしましては、健康づくり推進協議会、分科会を含め五回でございますが、開催経費が三十五万四千元、計画策定業務関係費が二百四十七万八千元、全体で二百八十三万二千元と



なり、全て町単独事業として執行いたしております。

計画の進捗状況につきまして、全町的に進めている事業であり、今年度関係課の平成二十四年度における実績を含めた進捗状況を把握するための準備を進めております。

あと、どのような啓発・普及活動を実施していくかということでございますけれども、この計画は全ての世代、子供から高齢者、さまざまな立場の人、家庭・学校・保育・地域等が間断のない食育の推進を展開していくこととございます。

特に重点施策であります食を中心とした楽しい家庭づくりのため、早寝・早起き・朝御飯運動の推進を進めるため、保育園では管理栄養士が毎月作成した献立表とあわせて給食だよりに朝御飯の重要性やポイント、誰かと一緒に食べることを進めており、さらには食の進みぐあいの理由、食への関心度、食事の形成的評価を把握するため、毎月各保育園をめぐって園児の給食状況の見学や試食を行っております。また、保健センターでは、健康等案内通知書封筒にキャッチフレーズとして「すっきり目覚めと朝御飯」を印刷しております。

次に、地産地消の推進については、現在学校給食において、県内及び地元農畜産物を積極的に活用し、少年期から食農教育を推進することにより、将来にわたり地元農産物に愛着を持ち、あわせて継続的な消費拡大を図るため、学校給食地産地消推進事業を実施しております。

また、食育の推進に関する啓発としましては、食生活改善推進協議会の協力を得まして、毎月「広報よろうら」に、今月の料理旬の食材を使ったレシピを掲載しております。

今後の計画推進につきましては、現在保育園・幼稚園で年間を通じて実施しております農業体験や調理体験を通し、食と農の大

切さを理解し、生きる力の基礎を身につけ、幼児期の健全な心身の育成を目的とした「子供から始める食育に」に向け、食とそれを支える農業について体験する食農教育の推進・強化を図ってまいりますと考えております。

なお、学校での対応につきまして、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 小・中学校の食育の取り組み状況についてお答えをいたします。

新学習指導要領によりまして、学校における食育の推進が追加されて、これまでの特別活動、給食の時間だけでなく、生活科・社会科・理科・国語・保健体育などの教科横断的な学習を小学校では平成二十三年度より、中学校では平成二十四年度より全面实施しております。

また、学校給食法の改定により、食育の推進が明確化されるとともに地場産物の活用について規定がなされ、養老町食育推進計画も踏まえ、望ましい食生活や食料の生産等に対する子供の関心や理解を深めるよう、一体的な推進を図っております。

具体的には、早寝・早起き・朝御飯をチェックシートにより確認させることで規則正しい生活を身につける取り組みや、献立表や給食だより及び給食時間の指導により、望ましい食事の習慣を身につけさせたり、野菜の栽培や収穫を体験させることにより、食をみずから育み食することの楽しみと喜びを体験させたりしております。

また、平成二十四年度から、JAファーマーズの協力を得て町内産の野菜を給食に多く取り入れることができるようになり、給食で食べるだけでなく、生産者の方々の協力により、収穫までの

工夫や苦労話を聞かせていただいたり、実際に畑を見学させていただくなどして、自分たちが住む地域のことに関心と興味を深める、生産物や生産者への感謝の気持ちが強くなってまいりました。加えて、食べ物の好き嫌いを克服しようとする子供がふえるなど、食育の推進につながっております。

今後の取り組みといたしましては、この現状を継続させていくとともに、郷土食など伝統的な献立によって食文化の理解を深めたり、栄養教諭による講話を行ったり、あるいは家庭に働きかけるなどの啓発活動を行って、食育のより一層の推進に努めてまいりますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） ただいま、町長、教育長のほうから詳細に御答弁をいただきました。

次の二点について、再質問をさせていただきますと思います。健康よろう21の推進に向けて、健康づくり対策を総合的かつ効果的に進めるために企画・審議する健康づくり推進協議会において、関係機関、団体、行政が協力し、健康づくりを推進する健康づくり推進協議会は、平成二十二年度から二十四年度の三年間の開催状況とその内容は。

二点目ですが、答弁いただきました推進計画について、保育園で年間を通じて実施している農業体験や調理体験を具体的にどのように実施していきますか。

また、食農教育は子供たちにとって重要と考えますが、具体的にどのようなように実施し、また子供たちにとってどのような効果があるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（田中敏弘君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの早崎議員の御質問にお答えいたします。

質問の内容は、健康づくり推進協議会は、平成二十二年度から二十四年度までの三年間にどういった開催状況であるか、そしてどういった内容であるかというような質問であったかと思えます。平成二十二年度におきましては、第二次健康よろう21健康増進計画、並びに食育推進計画を策定するに当たり、実施調査をいたします。その実施調査の内容について御協議いただくために、健康づくり推進協議会を一回開催しております。

また、平成二十三年度におきましては、前年度に実施しました実態調査の結果報告及び計画策定に向けた今後のスケジュール等について御協議をいただきました。その中で決定されましたライフステージ、いわゆる乳幼児期、学童、思春期、青・壮年期、高齢期ごとの分科会を各分野ごとに開催し、今後の取り組み等について御検討をいただきました。また、その後、推進協議会を開催して、計画案の確認及び承認をいただいております。

平成二十四年度につきましては開催をしておりますが、先ほどの町長答弁にもございましたように、全町的に進める事業でありますので、今年度は関係課の平成二十四年度の実績を含めた進捗状況を把握するために、現在準備を進めておりますので御理解を願いたいと思えます。以上でございます。

それから二点目の質問でございますが、保育所で年間を通じて農事体験や調理体験を具体的にどのように実施しているか。また、食農教育は具体的にどのように実施して、またそれは子供たちにとってどのような効果があるかというような御質問であったかと思えます。

まず農業体験につきましては、具体的に農作業の体験をいま

す。各保育園では、旬の野菜の種まきや苗の植えつけから始まりまして、農作物を育てる楽しみ、自然の恵みと収穫の喜びを主に三歳以上の園児に体験をさせております。また、保護者や地元の方の御協力を得まして、実際の畑での農業体験をしており、地域の方と交流を深めております。

また、調理体験におきましては、収穫物を使つての料理体験ということでございまして、農作物の形や色、あるいは感触、におい、味といった五感を働かせるような場面を設定しまして、食材への関心や食欲を高めるといふような活動を行つております。

こういったことによりまして、園児は実際に収穫したものを自分で、子供用の調理器具を使つて野菜を切つたりして、給食やおやつとして実際に自分の口にするこゝとよつて、食べるまでの過程を知つたり、あるいは感謝の心を持つて喜んで食ふことができます。

最後になりますが、いわゆる食農教育はということでございますが、今申し上げました農業体験、調理体験、そういったものが食農教育でございまして、食農教育は子供たちにとつてこういった生命との出会い、生命と自然と食のつながりというものを気づいて、幼児期の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすものと考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 担当課長より、食育推進計画について御説明をいただきました。

このように、第二次健康よろう21といった養老町健康増進計画、養老町食育推進計画という、こういう立派な冊子ができておりますので、年次的に実行していただけたらいいかなと、その

ように思つております。

今後、ますますの食と健康に関する指導が重要になると考えられます。具体的には、農業体験や調理体験を子供たちが経験することによつて、食と農の大切さを身をもって感じ、さらに食とそれを支える農業についての重要性を学んで食農教育の推進化を積極的に図り、元気な子供たちに育つような環境づくりを実施されることを強く要望しておきます。

続きまして二点目は、中央公民館調理室の改修についてであります。

中央公民館の調理室は、平成五十三年十一月、開館時に設置されております。調理室修理改修状況は、ガス器具取りかえの修繕、ガス給湯器の設置修繕、水回りの配管修繕等が行われ、平成十五年から二十三年までの費用は四十二万七千四百七円でした。調理室備品購入状況は、オーブンレンジ、電子レンジ、製氷機等備品購入金額は、平成十八年から二十三年度までに五十五万五千四百五十四円となっております。

修繕費及び備品購入費等の過去九年間の総額は、平成十五年から二十三年まで九十八万二千八百六十一円の経費が支払われております。調理室が設置されてから三十五年を経過していますが、衛生面から考えますと改修する必要があると思ひます。

調理室の利用状況は、保健センター関係では食生活改善推進協議会、通称食会、離乳食学級、親子料理教室、栄養教室、母親教室等です。中央公民館関係では、男の料理教室、料理教室等です。食会が中心とした全体の利用状況は、平成二十二年百十回、二十三年度百三十六回、二十四年度百二十三回の利用で、団体は四十団体が使用しております。

私は、食育理念の基本である生活の質を向上させる実践の場で

あることと、集いやすく活動しやすい調理室を必要と感じ、前々から女性の視点で、中央公民館の調理室をその拠点として改善していくことが必要と考えておりました。

次の三点についてお尋ねします。

一点目、生活の質を向上させる実践の場であると思いますが、今後その目的に沿って改修など、どのようにされますか。

二点目、実施に際して、食育に携わる関係利用団体の要望をどのように反映されますか。

三点目、改修年度の予定はどのようですか。

喫緊の課題と考えておりますので、具体的に前向きな御回答をお願いします。

○議長（田中敏弘君） 野村教育長。

○教育長（野村浩太郎君） 中央公民館の調理室の改修問題についてお答えをいたします。

まず御質問の第一点目でございますが、今後の改修につきましては、今おっしゃられましたことも踏まえながら、床の張りかえ、建設時より利用されている調理台や温水設備の見直し、食器類や調理器具等が収納できるスペース、並びに水回りについて改修をしていきたいと考えております。

二点目につきまして、先ほどもおっしゃられましたように、大変たくさんの団体の方に利用しておっていただきますので、この改修に当たりましては利用者団体の関係者会議を開催し、この調理室全ての問題についての御意見をいただきながら、どのような内容で改修していくかということについてたくさん御意見をいただきながら、できる範囲ではございますが、その意見を反映して進めてまいりたいと思っております。

改修年度でございますが、これらを踏まえて積算費用などを考

えながら、できるなら来年度、平成二十六年に改修を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） ただいま教育長のほうから御答弁いただきました。本日に私が希望しているような調理室になればと考えております。改修年度の予定ということで、二十六年という御答弁をいただきまして、本当に期待しておりますのでございます。

どちらにいたしましたとしても、どの利用団体も年度末には事業計画案を作成いたしますので、改修年月日等がはっきりわかった時点で関係者に対していろいろな内容も、それから関係者の方との検討会もしていく中で、きつちりと年月日を報告していただきたいということ望んでおきます。

事細やかに申し上げることじゃなくて、私が今自分で思っていることをちょっと話させていただきますが、当初は二階の調理室を一階の創作室と変更することを望んでおりましたが、平成二十二年、二十三年の調理室、創作室の利用状況を調査いたしました結果、調理室を一階に移すことは非常に困難な部分が出てくると考えられます。ということは、創作室は二十二年が三百三十回、二十三年が三百三十一回、二十四年度が二百九十六回というように利用されておりますので、一階と二階を変更していただくことは無理かなあと、そのように思っております。

そこで、先ほど教育長のほうからお話いただきましたように、重複するかもわかりませんが、次の二点を提案させていただきます。一、

子供から大人までが幅広く利用しやすい、上下できるような調理台を数台設置していただきたい。参考までに申し上げておきますが、柳津町の柳津もえぎの里には、非常に便利な調理台が設置されております。

また調理器具、備品等、整理整頓ができる収納棚等の設置であります。改善についてのアイデア・要望は多々ありますが、行政側のよりきめ細かな気配りと、厳しい財政状況ではありますが、改修に当たっては利用団体や住民のニーズを的確に反映していただき、町民の健全な発展に貢献できるような修繕内容となりますよう、積極的な御検討をお願いしておきます。

以上、要望と提案をさせていただきます、私の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 以上で、六番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時四十五分といたします。

傍聴者の皆さんは、大会議室にてお茶の用意をしておりますので御利用ください。

（午前十時 三十分 休憩）

（午前十時四十五分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、二点の質問項目で町長及び教育長の見解を求めます。

最初に斎苑問題です。

斎苑特別委員会が六月十四日、最終報告をまとめ、六月十七日、議会初日に報告をいたしました。その後、独自の調査や町内外の方々から寄せられた声、また斎苑特別委員会が明らかにした疑義について、町長の認識を再度確認する必要がある点をただしたいと思えます。

六月十二日に開催した第六回斎苑特別委員会でも申し上げましたが、刑事訴追は町長には適用されず、町長は地方自治法における二元代表制の一翼を担う町民の代表者であり、その活動は公金により賄われている以上、一般職員より高い道徳規範が課せられています。真実を包み隠さず明らかにしてください。

一点目は、議員による職員採用の口きき認識についてです。町長は、斎苑特別委員会の中で、他に競合する応募者がいないことをもって口ききではないことの理由にはならない。つまり、誰もほかに応募がない場合には、議員がこの人を採用してほしいと頼んでも、口ききではないとの認識であると述べられました。

そもそも今回の皆川議員が娘さんを臨時職員として採用するよう働きかけたことは、競合する応募を排除する目的で行われたからこそ、口ききとして問題にされているのです。口ききによりもたらされた結果を、口ききでないと言われるのは本末転倒であると考えます。皆川議員による娘さんの採用依頼は、公募でないだけでなく、皆川議員と採用担当職員しか知らないことに鑑み、真正銘の口ききであると主張するものですが、現地地点での町長の認識を伺います。

二点目は、二〇一一年、平成二十三年三月末に、斎苑使用料三百六十万円を元嘱託職員が自家用車に置き、盗難に遭っていたとされる事件についてです。

なぜ町長は公表しなかったのか。六月十八日の新聞報道で知っ

た町民の方々から、驚きや怒りの声が私たち議員に多く寄せられています。公表しないと決めたのは、町長御自身による判断なのか、それとも誰かのアドバイスがあったのか。また、本年二月二十一日の横領事件発覚報告の議会全員協議会や毎月の議会全員協議会、五月臨時議会など、報告すべき機会が多々あったにもかかわらず、隠蔽し続けた理由は何なのでしょう。

三点目は、議員だけでなく、副町長にも会計管理者にも部課長の幹部職にも知らされていなかった事実です。

町長は、特別職や幹部職、一般職員、嘱託職員や臨時職員も含めた一般職員に、盗難事件をいつ、どのような形で報告されたのでしょうか。

四点目は、職員が万が一盗難、強盗、ひったくりに遭った場合、その損害を補償する公金総合保険がありますが、養老町は加入していませんか。加入しているのであれば、この三百六十万円の元嘱託職員が盗難されたという被害額は適用されないのか。また、この保険そのものの概要についてもお尋ねしたいと思います。

五点目は、盗難額三百六十万円を元嘱託職員が個人弁償し、町に納入されましたが、この会計処理は間違いではありませんか。弁償金は雑入で処理すべきで、使用料の穴埋めは、補償、補填及び賠償金から支出して、公金振替による補填とすべきであると考えられるのですが、もしそうであれば、この会計処理も盗難とされる事実の隠蔽処理ではありませんか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

この斎苑問題につきましては、さまざまな障壁の中で可能な限りの検査をなされ、議論を尽くされた中、みずから委員長とし

て取りまとめられ、事務処理の実態や真相を究明することができたと最終報告がなされました。今回の質問は、本来これまでの特別委員会において議論をしていただくものではなかったのか、最終報告は何であったのか、議論が尽くされている状況下、非常に残念でなりません。

それでは、順次御回答を申し上げます。

一番目の口ききの問題でございませけれども、特別委員会において一般的な見解として、雇用に関する口ききについては、他に候補者もいて、採用のための申し出があれば口ききであろうし、採用の枠があいていれば、紹介を受けても口ききとはならないと発言しており、今も考えは変わっておりません。

先般、報道関係者から私の取材により、口ききがあった可能性が高いとの記事が掲載されました。これは、これまでの斎苑特別委員会最終報告書に記載されている事実関係を総合的に勘案し申し上げたことであり、あくまでも真相は、当事者の事情聴取がなされない限り断定できないものであると考えております。

次に、盗難事件とされることを隠蔽し続けたわけという御質問でございませけれども、隠蔽をしておるわけではございませぬで、質問の内容を変えていただきたいと思えます。

三番目の、この盗難事件とされる事案をどのように一般職に伝えたかということでございますけれども、今回の公金着服事件が発覚した段階で、私から副町長及び担当部長に、担当部長からは担当課長に口頭で伝えておりますが、他の職員には一切報告をしておりませぬ。

それから、四番目の保険の関係でございませけれども、養老町では全国町村会の総合賠償補償保険に加入しており、保険制度の内容は、賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏えい保険、公

金総合保険、それから補償保険になります。今回のこの問題については、公金総合保険に該当するというところでございます。今回の盗難として報告を受けた事案につきましては、公金の盗難ということであれば保険の目的に合致いたします。

次に、会計処理の問題でございませけれども、おおよそのことは先ほど質問されましたけれども、再度私のほうからも申し上げたいと思います。

本件については、盗難による弁償というケースであれば、会計処理としては歳入については弁償額を直接清華苑使用料として入金せずに、款十九諸収入、項五雑入、二目弁償金、一節弁償金に計上すべきでございました。あわせて歳入で欠損となる清華苑使用料については、歳出で二十二節補償・補填及び賠償金の節を新たに起こし、予備費等から当該金額を充用し、当該歳入科目の清華苑使用料へ振りかえ処理を行うべきでございました。

事件発生が平成二十二年度で、三年経過しており、会計処理の訂正はできません。会計処理事務については、今後厳しくしていきたいと思っております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 質問の冒頭で申し上げましたように、最終報告をした後ということを強調させていただきましたので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、再質問に入ります。

斎苑特別委員会が三百六十万円の盗難と言われる金額を見つけれなかったら、この三百六十万円は、町長はどういうふうな処理をし、また公開をしようというふうにお考えだったのか。

二点目は、職員の口きき採用についてですが、議員も特別職を

含む全職員も、採用には一切かわつてはならないということです。職員から見ると、議員はみずからの職務の監視役であるがゆえに、その意をそんたくしようとする強い意志が働く存在です。緊急性などからやむない場合も、募集情報は役場内で共有されなければなりません。議員による無言の圧力や不正を生む採用をきっぱり阻止するため、今後、今回の教訓をどう生かすのか、お答えいただきたいと思えます。

三点目は、盗難とされる事件についてです。

盗難の報告を受けた担当職員に、情報を幹部間で共有させなかった町長は、部下に秘密を墓場まで持つていってほしいと命ずるに等しいことであり、部下の心労に町長の心は痛まなかったのでしょうか。自身の決断であるとすれば、多額の公金盗難という重大事件を非公表とする極めてイレギュラーな判断は、盗難額の個人弁償以外に大きな理由があると考えるのが普通であり、その理由とは一体何でしょうか。

四点目は、平成二十五年二月二十二日、総務部から各所属長宛てに、今回の不祥事に伴う全職員の集合についての見出し通達が出されています。

その内容は、公金横領という町民の信頼を損なう不祥事が発生しましたと記され、二月二十三日の土曜日、午後四時十五分から中央公民館中ホールで、公務員としての高い倫理観を求め、いわゆる町長訓示です。各地区の公民館祭りでも町長は、いち早く職員を集め、訓示したことを強調されました。

また、五月の「広報よろろう」で、囑託職員による公金の着服のおわび文で、公金管理に関する職員の認識の甘さを痛感していると、職員を叱責されておりますが、町長御自身が公金管理の理念が甘い、情報を内部隠蔽する最もチェックが入らない手法で処

理した責任をどうお考えでしょうか。

最後に、地方自治法第二百四十三条の二及び養老町会計規則第九十二条に基づかない違反行為で盗難事件が処理されたといっても過言ではありません。遵守するには、どこがどう間違えていたのか、会計管理者にお尋ねをいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをいたします。

ちよつと一番目のところだけ、もう一度お願いできますか。

○十三番（水谷久美子君） 斎苑特別委員会が三百六十万円の盗難とされる金額を委員会の中でみんなで明らかにしました。もしそのことが見つけれなかったら、町長は、この三百六十万をどういうふうな議員に知らせる、また幹部職員、管理職も含めた形で報告しようと思われていたのかという点です。

○町長（大橋 孝君） この点につきましては、発覚以後、警察に對しては速やかに報告をしてありまして、警察への捜査の影響を考慮したため、公表を控えておりました。いまだ起訴されない状況下においては、全てのことの公表というのは当然、起訴され、せんけれども、この点についての公表というのは当然、起訴され、真実が明らかになったときは必然的に公表されるものだというふうに考えております。

それから、口ききに関するものでございますけれども、職員と議員さんとの関係は、ある種の信頼的な関係も含んでおることとでございます。無言の圧力というふうなお言葉を使われましてたけれども、職員にしてみれば、もしあいたポストがあつて、いまだ応募がないというような状況下で採用したということになれば、それは口ききではないんじゃないかなるかというふうなところでございます。

それから、幹部に言わないで内部的に処理をしたということとでございますけれども、あの当時、私も就任当時でございましたし、また副町長もおりませんでした。その中で、直接の担当課長というのがこの件についての一番の担当者だろうというふうに思っております。そういった意味で、担当課長と私との間でさまざまやりとりをしながら処理をしたということでございます。

それから、訓示についてのこととございますけれども、当時として、これほどの横領というふうな事実があると夢にも思っていないなかつた状況下の中、町に実質的な被害がないというふうなことで、今でいうなら安易な処理をしたというふうな反省はしております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 安藤会計管理者、答弁。

○会計管理者兼会計課長（安藤淳一君） 水谷議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

質問の趣旨としましては、地方自治法第二百四十三条の二、それと会計規則の第九十二条に基づいて、当然そうした事件があれば、会計管理者等を通じて報告がなければいけないということとございますが、まずこの地方自治法の第二百四十三条の二におきましては、趣旨としましては職員が故意または過失によって、その保管していた現金を亡失したときには、その生じた損害を賠償しなければならぬ旨の規定が書いてございます。また、会計規則の第九十二条におきましては、現金、有価証券、または物品の亡失、または損害の報告ということ、おおむねとしましては、保管に係る現金をなくしたときは直ちに町長に報告しなければならぬ。この場合において、関係管理者を経てこれを行わなければならない旨規定してございます。

こうした事件等につきましては、所定の手続をとることによつ



て、公平でかつ迅速な処理ができるんだということを、今後各課長等にも徹底して言っていきたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 町長、今の会計管理者の答弁、どう感じられましたか。所定の手続をとる、町長は平成二十三年の三月初めに盗難されたとされる三百六十万円を、所定の手続を法にのっとってとつていけば、今回のこのような大きな問題には発展しなかつたと私は思えてなりません。

ただいま会計管理者が申されましたように、会計規則第九十二条、当時は御承知かどうかわかりませんが、民間の町長のよきは本当にこの間もわかりますが、公金に関しては、よく素人という言葉を使われますが、こういうときこそ副町長がおられなくても、担当の課長だけにこのような重い内容を背負わせるというののは、町長の所定の手続を全く無視したやり方だというふうに私は思います。

二度とこういうふうなことがないように強く求めたいと思いますが、最後に総務課長にお尋ねしますが、公金の総合保険ですが、これは町民一人当たりになると、幾らぐらいの税金なのか、もし所定の手続を町長がとつておれば、今回のこの保険をせつかく掛けているので、掛け捨てにはならず、その町民からの税金もこういう形では生きるという言葉はおかしいんですが、保険に入っていてよかつたということになるのではないかと思うんですが、この保険について、もう少し詳細にお願いしたいというふうに思います。

それから公金など、管理適正化公金取り扱いチェックマニュアル

ル案が副町長より議員に報告されましたが、それ以前の問題として、地方自治法や養老町会計規則をどれだけの職員が熟知しているのか、二度と間違いを起こさないためには、自治体職員としての公金取り扱い基礎知識を研さんする勉強会が必要であるというふうに思いますが、現状と今後の課題について伺いたいと思います。

今回の横領金額処理や盗難とされる金額の正当な会計処理と、監査委員のとるべき職務内容についてお尋ねします。

町長には、町民への信頼回復はもとより、職員との信頼関係も構築していかねければならないと私は思いますが、五月の臨時議会では、一千万円の着服のほかに、内部処理をしたことはないかとお尋ねをしました。町の発表と矛盾した事実が出た場合、町長はどう責任をとられますかとお尋ねしました。そのとき町長は、重大な決意を持つて対応すると述べられました。その後、何度も言いますが、斎苑特別委員会が三百六十万円の盗難とされる事件を発覚し、内部処理されていたという事実がわかりました。この際、重大な町長の決意とはどういうことなのか、その本意についてお尋ねしたいと思えます。この問題に町長として、どのようなはじめをつけられるのか、お答えいただきたいと思えます。

最後に、養老改元一三〇〇年祭を、インフラ整備が進みつつあると多く町民が実感しています。あらゆる疑惑を払拭し、汚点を残すことのないよう強く指摘しておきたいと思えます。

また、きのうも町民の方からメールで、はじめのつく町政、はじめのつく議会にしてほしいというふうな声が寄せられました。この問題、先ほど町長は、特別委員会の最終報告が全てとおっしゃいましたけれども、引き続き取り組んでいかねばいけないということをお申し上げ、三回目の答弁をいただき、私の一般質問

の一件目といたします。

○議長（田中敏弘君）　まず田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君）　それでは、ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

まず公金総合保険でございますけれども、保険につきましては、最初に町長が申しましたとおり賠償責任保険、それから予防接種保険、個人情報漏えい保険、公金総合保険、補償保険といった形で全てがセットになっております。その中で、公金総合保険があるわけでございますけれども、この全ての保険の保険料の分担金は、住民一人当たり六十七円二十銭でございます。

それから、公金総合保険の内容でございますけれども、公金総合保険については、町村等が取り扱う公金が、輸送中・保管中を問わず、火災・爆発・盗難・強盗・詐欺などの事故により損害を受けた場合、保険金が支払われるものでございます。保険金額については、一般会計歳入額の二十％が上限となります。

それから、いろんな法とか会計規則を職員が知っているかというようなことでございますけれども、当然そういったものは熟知していなくてはならないということでございますので、今後あらゆる機会を通じて、研修等を通じて職員に周知徹底を図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君）　大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君）　再々質問にお答えをさせていただきます。

当初、盗難と思われるこの事案に関して、私としてとるべき処理が間違いが多かったということでございます。これはどう言いわけをしようとも、知らなかったという事実でございます。これは、一つの町をあくまで町長としては大きな反省点であり汚点であるというふうに思っております。

ただ、この問題を内部処理しよう、隠蔽しよう、そういった意図は全くございません。言うなれば、公表すべきものを公表しなかったということになりますけれども、当時としては、町に実質的な被害がなかったというようないことで処理をしていったということに対しては、安易な処理であったということで、大きな反省点だというふうに思っております。

身の処し方等につきましては、やはりこういった横領事件を知っている、または盗難事件と思われる中で、それがどういった状況でなされたかというようなことをもし知っていると、いうような重大なことがあれば、私として身の処し方を考えるべきであろうというふうに思いますけれども、これは当時の対応として、本当にこの事件が発生するというものが全く予想されていなかったということでございますけれども、今から思うと本当に安易な処理であったというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君）　安藤会計管理者、自席で答弁。

○会計管理者兼会計課長（安藤淳一君）　御質問の中に、監査委員の役割といたしますか、そちらの御質問がございましたので、それにつきまして御回答させていただきます。

地方自治法の第二百四十三条の二、第三項におきまして、普通地方公共団体の長、養老町ですと町長はということになります。第一項の職員が同項に規定する行為によって、これは職員が現金を故意または過失により紛失した場合等になります。そうした損害を与えたと認められるときは、監査委員に対し、その事実はあるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命じなければならぬというたつてございますので、こうしたケースにおきましては、この条項に基づきまして進めてまいりたいと考えております。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二点目に入らせていただきます。

ポートピア誘致について伺います。

賭博は、刑法の第八十五条において禁ずるものですが、公営ギャンブルは、戦後復興の地方財源捻出のため例外的に認められたものです。一九五〇年最高裁の判決で、ギャンブルは人の射幸心をくすぐり、時に中毒的な依存状態から、破産や人格崩壊に至り、果てには自殺や殺人に及ぶ場合がある。また、適法賭博が暴力団の資金源になるなど社会問題も多く内包するとし、以上の判定が定着をしているところであります。

また、最近では二〇一一年十二月、参議院の予算委員会でも東北の被災地の復興に便乗し、カジノ合法化を図ろうとする議員連盟を結成し、次のような政府答弁がなされております。政府答弁、いたずらに射幸心をあおり、副次的な犯罪を誘発し、国民経済の機能に重大さをもたらし、社会の風俗を害するからであります。これらが、賭博・ギャンブルに関する日本国憲法と行政の基本的な見解であります。

公営ギャンブルは、社会規範や公序に対し、やむを得ない場合の例外として認められたと認識しています。町長は現在、養老町において公営ギャンブル、ポートピア誘致をしなければならぬようなやむを得ない財政や雇用の状態があると認識されますか。

次いで、教育長に伺います。

施設側の案内パンフでは、町に納める環境整備費が青少年の育成に資するよう役立つとありますが、そもそも健全性の確保のため青少年の入場を禁ずるような施設からの収益で、青少年の健全育成と言えるのでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

一番の、公営ギャンブルを誘致しなければならないような財政雇用の状況にあるのかということですが、まずもって今回のミニポートピアの進出は、モーターボート競争法第五条、場外発売所の設置の規定により、あくまで私企業の計画により進められているものであり、誘致とおっしゃっておられますけれども、町が誘致しているものではないと思います。また、積極的に誘致に働きかけている段階でもございません。

先般四月十七日、企業が施設設置を予定されている地元から、町議会とともに私へも陳情書が提出されましたが、私としてはまだ何も決めていない段階でありまして、今後、町議会の皆さんや町民の御意見をお聞きした上で判断をさせていただきたいと考えております。

なお、養老町が財政上やむを得ない状況にあるかといえ、そうではございません。町が直接運営にかかわらず、赤字の心配がないことなどを考慮すると、財源の一つになると思われ、また、この事業によって生まれる雇用の創出について、地元を優先して進めたいとの説明もあり、雇用機会がふえるとも予想されます。

また、二番目の質問でございますが、教育長のほうからということでございますけれども、青少年の健全育成に及ぼす影響についてということですが、これはまだ誘致をしようと言っているわけでもございませんし、その判断の過程において、教育委員会と協議をしたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問させていただきます。

本来、賭博罪に該当する公営競技が特別法の規定によって存在を許されている理由は、国や地方自治体に財政的貢献をすることにあると言われています。しかし、公営競技の売上額は、一九九一年をピークに減少を続け、多くのギャンブル場で赤字を出し続けて財政貢献ができないことから違法の状態にあるとも言われています。二十一世紀に入り、公営競技廃止に踏み切る自治体が相次いで出ていますが、廃止には関係者への補償金、原状回復費など、巨額の清算費用を要します。清算費用の捻出がネックとなつて、廃止に踏み切れない自治体も存在すると言われております。

また、補償金をめぐり自治体と関係者、あるいは共同で公営競技を主催していた自治体間で紛争が発生し、訴訟に発展したケースも全国的は複数あります。さらに、自治体によっては公営競技が重要な雇用確保の場となるなど、経済効果が認められるという理由で、赤字であるにもかかわらず廃止に踏み切れないケースも存在するというふうに考えますが、町長には今申し上げたような御認識はありますか。

私は、今回の質問に当たり、誘致予定地の廃屋のパチンコ屋も見てまいりました。また、周辺の方たちの生の声も聞いてまいりました。

昭和六年生まれと言われ、畑仕事をしていらつしやつたお婆あちゃんは、「何もなあ」という会話の最初から、「最初聞いたときは、みんなそんな恐ろしいものが来て困ると反対しておつたけれども、災害のときの避難所にも使えるよう、業者が全部整備してくれると聞いたから、賛成しなあかなあ」とみんな言っておるんやよ」というふうに言われました。また、瑞穂市内にお住まいの自営業者の方は、「当初、ポートピアはナフコの場所が予定

地だったけれども、地元の条件が厳しかったので断念したんやよ」というふうに教えていただきました。

それから、沿線沿いの飲食店なども数件回らせていただきました。営業収益が期待されるから皆さん賛成だろうなというふうにお店をのぞきましたけれども、言われるのは、やはり客層が変わることへの不安や環境や治安の悪化を心配されておりました。さらにお客さんの声としては、人と車の流れが大きく変わることで、予期せぬインフラ整備が町の持ち出しになるんじゃないかというふうな話をしておられたり、先ほど申しましたように、公営ギャンブルは斜陽産業で、どこでもお荷物状態にあるんやけれども、こんなもん来ていいんやろかというふうな声もあるというふうに教えていただきました。

また、施設が撤退したとき、今でも廃屋のパチンコ屋は入り口の窓ガラスが割られて、中も暗くて本当に治安が心配です。撤退するときにどういうふうな条件があったのかというふうなことも二百五十八号線沿線の閉鎖された課題だと思えますけれども、例えば施設が撤退したときの後処理ですね、それから雇用の手当、それは施設側の責任において本当にさせてくれるんやろか、補償はあるんやろかということも話題になっているというふうに教えていただきました。

四月十七日付で、池辺地区区長会長、大巻上組区長より、議会にも賛同を求める陳情書が寄せられておりますけれども、立地予定の地元での意思決定の過程や正確な情報を精査する必要がありますというのを強く考えますが、具体的にどういうふうにこれが話し合われていくのかというふうなことを、建設課長ですか、今の時点でそういうふうな日程が用意してあれば、準備されれば教えていただきたいというふうに思います。

この間、担当課においても、この件について情報を全国的に収集されたと思いますが、施設運営側が予測する収益は、運営サイドの希望的観測に基づくもので、誘致収益実績は事前の予想と一致していますか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをいたしたいと思います。

この施設の公営ギャンブルの斜陽産業というような点とか、施設撤退の後の補償金等、そういった御心配かと思いますが、先ほど答弁の中でも申しましたけれども、町が直接運営にかかわるわけではございません。その施設としての進出ということでございますので、撤退したから町に負担があるとか、そういったものはございません。

それから、あえて施設が来るから、町の持ち出しで道路をつくるインフラを整備する、そういうことも一つの企業に対してするということはございません。

それから、撤退するときに全ての家を壊すとか、そういったようなことを施設側に申し入れできるのかできないのか、その点に対してはちよつと私のほうではわかりかねますけれども、そういうことができるのなら申し入れをしたいというふうには思います。法的な根拠がちよつとわかりませんので、その点はこれから調べていくこととございます。

いずれにしても、この問題は当初申しましたように、地元からの要望が出たということで、議会にも出ているということで、ある種の業者の概要を御説明申し上げたという程度で、僕は誘致するとか、それから積極的に取り組むとか、そういったことはございません。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

町長答弁にもございましたように、今のところ何も決まった状況ではございませんし、基本的に町としては誘致を進めているわけではございません。

計画の説明につきまして、企業のほうから御説明はございました。その中で、計画の内容を町としては説明を受けたという段階で、その中の一つに、地元の同意については同意をいただいていると、そういう説明も受けておりますが、繰り返しますけど、町長から答弁がありましたように、今後誘致を同意するかどうかというような検討の中で、その他地区とか、そういうようなことをするような機会もあれば、そういうような流れになっていくと、今のところ私は考えております。以上でございます。

それから、モーターボート競争法の第一条に、観光に関する事業、振興及び体育事業、その他公益の増進を目標とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るためとの規定がございます。

ミニボートピア事業の進出がなされた場合、町に環境整備協力費として、ミニボートピア売り上げの1%を上限とした金額が支払われます。あくまでも売り上げでございますので、例えば赤字経営、もともと養老町が運営するわけではございませんので、議員がおっしゃいました、例えば今の競輪・地方競馬、特にそのようなことの赤字体質というのは、直接養老町には関係してこないと思っております。

その予想額につきましては、今申し上げましたように、売り上げの1%で……。

○十三番（水谷久美子君） 誘致収益実績、全国の。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 誘致実績ですか。ミニボートピアが全国に何件あるかということですか。

〔「収益状況」の声あり〕

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 済みません、収益状況はちよつと把握しておりません。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ギャンブルがもたらす負の連鎖というのがございます。何回も言っておりますように、ギャンブル依存症、ヤミ金融で暴力団の資金源、多重債務に大きいのもギャンブルです。それによって、家族崩壊や自殺や犯罪、よって自己破産、そして生活保護、こういう負の連鎖というがあります。

私どもは、ボートピアは町民憲章に反する施設であり、養老町にふさわしくない施設だと考えております。また、近隣自治体との協議抜きでの決定はすべきではないと考えますが、この二点で答弁を受け、私の六月議会の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） この施設につきましては、やはり地元同意、議会同意等が必要であるということは、やはり好ましい施設ではないということであろうというふうに思います。

ですから、何度も申し上げておりますように、積極的に誘致に動いているわけではございませんし、また地元からの陳情書が出たということ、私どもとしては何らかの対応をしなければならぬとは思いますが。

ただ、地元がどこまでなのか、おっしゃられますように、近隣市町との関係はいいのか、そういうこともすべからず考えながら、住民の皆さん、それからもちろん議会の皆さんとも話し合いなが

ら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、あす六月二十八日午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午前十一時三十四分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十五年六月二十七日

議長 田 中 敏 弘

議員 吉 田 太 郎

議員 早 崎 百 合 子

